

I. 2021（令和3）年漢方製剤等の生産金額

2018年12月分までの調査では、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の製造業の許可又は登録を受けて製造する製造業者も調査範囲であったが、2019年1月分以降の調査からは、製造業者が調査範囲から除外された。

※1) 漢方製剤等の薬効分類番号について（1990年日本標準商品分類・医薬品薬効分類番号）

510	生薬
520	漢方製剤
590	その他の生薬及び漢方処方に基づく医薬品

※2) 各薬効分類番号における医薬品の種類

生薬、漢方製剤、その他の生薬及び漢方処方に基づく医薬品は、2018年までは「医療用医薬品」と「その他医薬品（一般用医薬品・配置用家庭薬）」に分類されていた。2019年からは「医療用医薬品」と「要指導医薬品・一般用医薬品」に分類された。さらに「要指導医薬品・一般用医薬品」は、「セルフメディケーション税制対象医薬品」と「配置用家庭薬」が別集計されている。

※3) 生産金額には、国産と輸入〔主として輸入された医薬品（原末、原液、製剤原料を含む）〕から製造された医薬品を含む。

※4) 生産金額は、販売単価（製造販売業者が連結企業体外の卸売業者等に販売する際の単価（消費税込／国内における運賃、積込料、その他の諸掛（保険料、倉庫保管料等）を含んだ価格）に生産数量を乗じた額とされている。

※5) 四捨五入の関係で公表数値と一致していない箇所がある。

1) 薬効分類別生産金額 (単位: 百万円)

漢方製剤等 208,644 (100%)	漢方製剤	189,572 (90.9%)	
	医療用医薬品		149,114 (78.7%)
	一般用医薬品		40,458 (21.3%)
	・配置用家庭薬		— (0.0%)
	生薬	4,881 (2.3%)	
	医療用医薬品		2,883 (59.1%)
	一般用医薬品		1,998 (40.9%)
	・配置用家庭薬		— (0.0%)
	その他の生薬及び漢方 処方に基づく医薬品	14,191 (6.8%)	
	医療用医薬品		4,759 (33.5%)
一般用医薬品		9,432 (66.5%)	
・配置用家庭薬		— (0.0%)	

2) 用途別生産金額 (単位: 百万円)

漢方製剤等 208,644 (100%)	医療用医薬品	156,756 (75.1%)	
	520 漢方製剤		149,114 (95.1%)
	510 生薬		2,883 (1.9%)
	590 その他の生薬及び漢方処方に基づく医薬品		4,759 (3.0%)
	一般用医薬品	51,888 (24.9%)	
	漢方製剤		40,458 (78.0%)
	生薬		1,998 (3.8%)
	その他の生薬及び漢方処方に基づく医薬品		9,432 (18.2%)
	配置用家庭薬	— (0.0%)	
	漢方製剤		— (0.0%)
生薬		— (0.0%)	
その他の生薬及び漢方処方に基づく医薬品		— (0.0%)	